三　原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成二十四年文部科学省経済産業省令第二号。以下「通報事象等規則」という。）第七条第一号の表に規定する事象（使用済燃料貯蔵槽内に使用済燃料が存在しない場合を除く。）若しくは通報事象等規則第七条第一号の表ヌに規定する事象（使用済燃料貯蔵槽内に使用済燃料が存在しない場合に限る。）又は通報事象等規則第十四条の表トに規定する事象（使用済燃料貯蔵槽内に使用済燃料が存在しない場合を除く。）若しくは通報事象等規則第十四条の表ヌに規定する事象（使用済燃料貯蔵槽内に使用済燃料が存在しない場合に限る。）

四　［略］

3　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別表第二　核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後

（緊急作業に係る放射線業務従事者の線量限度）

第七条　［略］

2　前項の規定にかかわらず、原子力事業者（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二条第三号に規定する原子力事業者をいう。以下同じ。）の原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第二条第一項に規定する原子炉の運転等をいう。以下同じ。）により次のいずれかの事象が発生した場合の試験炉規則第八条第二項、核燃料物質使用規則第二条の十一の四第二項、加工規則第七条の三第二項、再処理規則第十条第二項、実用炉規則第七十九条第二項、第二種埋設規則第十五条第二項、廃棄物管理規則第二十八条第二項、貯蔵規則第三十条第二項、研開炉規則第七十四条第二項及び第一種埋設規則第五十四条第二項の原子力規制委員会の定める線量限度は、実効線量について二百五十ミリシーベルト、眼の水晶体の等価線量について三百ミリシーベルト及び皮膚の等価線量について一シーベルトとする。

［一・二　略］

三　次の表の上欄に掲げる原子力事業者の原子炉の運転等のための施設の区分に応じ、同表下欄に掲げる事象

上欄	下欄
イ　沸騰水型発電用原子炉施設（当該施設が法第四十三条の三の六第一項第四号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に使用済燃料が存在しない場合を除く。）	［略］
ロ　加圧水型発電用原子炉施設（当該施設が法第四十三条の三の六第一項第四号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に使用済燃料が存在しない場合を除く。）	［略］
［八～ホ　略］	

改正前

（緊急作業に係る放射線業務従事者の線量限度）

第七条　［同上］

2　前項の規定にかかわらず、原子力事業者（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二条第三号に規定する原子力事業者をいう。以下同じ。）の原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第二条第一項に規定する原子炉の運転等をいう。以下同じ。）により次のいずれかの事象が発生した場合の試験炉規則第八条第二項、核燃料物質使用規則第二条の十一の四第二項、加工規則第七条の三第二項、再処理規則第十条第二項、実用炉規則第七十九条第二項、第二種埋設規則第十五条第二項、廃棄物管理規則第二十八条第二項、貯蔵規則第三十条第二項、研開炉規則第七十四条第二項及び第一種埋設規則第五十四条第二項の原子力規制委員会の定める線量限度は、実効線量について二百五十ミリシーベルト、眼の水晶体の等価線量について三百ミリシーベルト及び皮膚の等価線量について一シーベルトとする。

［一・二　同上］

三　次の表の上欄に掲げる原子力事業者の原子炉の運転等のための施設の区分に応じ、同表下欄に掲げる事象

上欄	下欄
イ　沸騰水型発電用原子炉施設（原子炉容器内に使用済燃料が存在しない場合を除く。）	［同上］
ロ　加圧水型発電用原子炉施設（原子炉容器内に使用済燃料が存在しない場合を除く。）	［同上］
［八～ホ　同上］	